

タイ

1. 国の概要

1) 一般事情

(1) 正式な国名

タイ王国

(2) 面積および人口

- ① 面積：513,120平方キロメートル（日本の約1.4倍）
- ② 人口：6,640万人（2010年タイ国勢調査）（日本の約0.5倍）

(3) 首都およびその緯度・経度

首都：バンコク 緯度：北緯13.45度 経度：東経100.32度

(4) 年間の気象・最高気温・最低気温（バンコク）

- ① 最高気温：34.9度 最低気温：20.8度
- ② 年間の気象：熱帯性モンスーン気候 雨期（5～9月）乾期（11～4月）

(5) 宗教および言語

- ① 宗教：仏教94%、イスラム教5%
- ② 言語：タイ語

(6) 通貨

バーツ

(7) 労働者数（全産業・建設業）

- ① 全産業：36,503千人
- ② 建設業：2,537千人（7%）
- ③ 農林漁業：12,904千人（35%）（2009年のデータ）

(8) GDP（2012年）

- ① 名目GDP：3,650億米ドル
- ② 一人当たり名目GDP：5,382米ドル
- ③ 実質GDP成長率：6.4%

(9) 財政状況

財政収支のGDP比：▲3.5%（2010年度）

(10) 投資状況

- ① 日本からの直接投資：3,484.3億バーツ（2012年）
- ② 日本企業の投資件数：342件（2010年）
投資額：1,003億500万バーツ（2010年）

（*タイ投資委員会認可ベース）

日本からの進出企業数：1,327社

（バンコク日本人商工会議所会員数2011年4月）

(11) インフラの整備状況（電力、通信、道路、鉄道、港湾）

タイ、マレーシアでは、インド等と比べ比較的ビジネス環境が整備されていると考えられており、タイではインフラの整備状況を問題とする企業の割合は少ない。

- ① 道路舗装率：98.5%（インド：47.4%）2000年のデータ
- ② 送配電ロス率：8.1%（インド：25.4%）2006年データ
- ③ 一人当たり発電量：1,911kwh（インド：584kwh）2004年データ

（*2010年上半期 世界経済報告より）

(12) 日本の援助（ODA）の状況

タイは被援助国から援助国に移行しつつある。

- ① 有償資金協力：239.40億円（2010年度）
- ② 無償資金協力：11.50億円（2010年度）
- ③ 技術協力実績：27.98億円（2010年度）

(13) 在日大使館の所在地、電話番号およびWebアドレス

〒141-0021 東京都品川区上大崎3丁目14-6

電話 03-5789-2433

特命全権大使：タナーティップ・ウパティシン閣下

2. 安全衛生の行政組織

1) 日本の厚生労働省・労働基準監督署に相当する行政組織

(1) 組織名・組織図等 別添資料No. 1

- ① 担当省庁：労働省 ② 担当局：労働保護福祉局
- ③ 担当部署：労働安全衛生監督課、労働安全衛生センター

*2002年10月3日に省庁再編が行われ、労働社会福祉省は社会・人間開発省と労働省に分割され、労働保護福祉局は労働省に編入された。

(2) 組織の概要

- ① 労働安全衛生課の役割
 - i 労働安全衛生監督行政全般の企画・立案
 - ii 労働安全衛生関係法令の制・改定に関する立案
 - iii 労働安全衛生関係法令の周知・徹底
- ② 労働安全衛生センターの役割
 - i 労働安全衛生に関する調査研究
 - ii 労働災害及び職業性疾病防止システムの開発・改善
 - iii 企業及び国レベルでの労働条件及び労働安全衛生の向上・改善の促進
 - iv 作業環境測定及び生物学的試料の精度管理及び分析
 - v 企業に対する技術サービス（健康診断、作業環境測定、個人用保護具の試験等）の提供
 - vi 労働安全衛生に関する研修・広報

*労働安全衛生センターは、労働保護福祉局内において労働安全衛生に関する技術的サポートを行う機関として位置づけられており、安全衛生政策に関する直接の所管課で

はない。

2) 行政による作業所への臨検

(1) 臨検の概要

労働保護法（1998年）第139条～142条の労働監督官の責任と権限の中で臨検規定を定めている。

(2) 臨検の実施者

労働監督官

(3) 指摘事項への対応（措置報告・過料の程度等）

タイは3ヶ月に1回、所轄する労働省の事務所に安全報告書の提出義務がある。提出義務を怠った作業所を通りかかった監督官による臨検が2012年にあった。

3. 安全衛生に関する法律・規則等

1) 日本の労働安全衛生法、規則、条例等に相当するものの名称と概要・内容等

(1) 労働基準に関するタイの主要な法令には「労働保護法（1998年）労働者保護法（2008年）」、「タイ民法・商法典第3編第6章 雇用に関する規定」等がある。これら法令は、労働契約、解雇、賃金、超過勤務、休日労働、割増賃金、若年労働者、女性労働者、少数民族労働者、外国人労働者、安全衛生、就業規則等を規定している。

(2) 安全衛生関係の内務省令（建設業関連省令の抜粋）

- ① 建設業の安全計画の作成指針に関する省令（2008年）
- ② 建設現場の安全衛生管理に関する省令（2008年）
- ③ クレーン及びデリック作業の安全衛生管理に関する省令（2009年）
- ④ 電気・電圧の安全衛生管理に関する省令（2010年）
- ⑤ 労働者の健康又は身体に潜在的な危険な作業を定める省令及び作業に関連して発生する疾病を定める省令（2005年）

2) 元請と下請の責任範囲について、法律等で定める元請の責任

元請と下請の責任範囲については区分していない。

4. 安全衛生関係書類の行政への提出

1) 安衛法第88条の計画届に相当する計画書類等の提出義務の有無

足場の建設作業に係る省令は「建設業の安全計画の作成指針に関する省令（2008年）」で定められているが、計画書類の提出義務はない。

2) 届出の期日等

該当なし

3) 書類等の書式等

該当なし

5. 労働災害・事故が発生した場合の義務等

1) 労働災害・事故が発生した場合の行政への報告義務

(1) 報告の有無および対象

報告義務あり。原則として休業災害が発生した場合

(2) 報告の期日

事故後7日以内であるが、重大災害の場合はすぐに連絡が必要

(3) 報告先

所轄する労働省の事務所

(4) 報告義務者

元請

2) 労働災害・事故が発生した場合の行政による調査

(1) 調査の対象

重大災害の場合、行政による調査が行われる

(2) 調査者等

所轄する労働省の事務所

6. 労働災害・事故が発生した場合の被災者への補償等

1) 被災者の死傷病等に適用される保険

(1) 保険への加入義務の有無

1994年労働災害補償法（社会保険事務所所管）による補償制度あり
保険への加入義務あり

(2) 保険の名称

社会保険（Social Welfare）と健康保険（Health Insurance）がある

(3) 保険の概要

- ① 連続3日以上就労できない場合：就労できない期間、月賃金の6割を支給。支給期間は1年以内。
- ② 身体組織を損傷した場合：月賃金の6割を支給。支給期間は10年以内（損傷状態に応じて）。
- ③ 身体の機能に不具合を生じた場合：月賃金の6割を支給。支給期間は15年以内（不具合状態に応じて）。
- ④ 死亡あるいは行方不明の場合：月賃金の6割を支給。支給期間は8年以内。葬儀費用は1日の最低賃金の100倍を上限として支給。

(4) 保険契約者、被保険者

従業員

(5) 保険料の負担

事業主と従業員が、ともに基本給の5%を支払う

2) 労働災害・事故が発生した場合の被災者との示談・和解

被災者が労働省の事故調査機関に依頼し、調査により決定される

7. 店社、作業所における安全管理体制（責任）と各種資格

1) 店社の安全衛生管理体制（体制図・図解） 別添資料No. 2

2) 作業所における安全衛生管理体制（体制図・図解）

作業所は、作業員の数に応じて、定められたレベルの安全管理者（セーフティーオフィサー）を配置しなければならない（下表参照）

セーフティー オフィサー レベル 作業員数	Head Man Level (12時間教育 修了者)	Technique Level (12時間教育 修了者)	High Technique Level (180時間教育 修了者)	Professional Level (職業衛生学士 課程修了者)	Management Level (12時間教育 修了者)
～19人	1人				1人
20～49人	1人		1人		1人
50～99人			1人	1人	1人
100人～				1人	1人

3) 各種資格

(1) 資格の名称

1997年3月31日付労働社会福祉省告示「従業員の労働安全」による安全管理者の資格要件

① 実務者レベルの安全管理者の資格

- i 従業員の代表者として実務レベルの従業員の中から選出された者
- ii 局長が定めた労働安全訓練コース（30時間）に合格した者
- iii 実務レベルの安全管理者として、使用者が任命した者

② 職長レベルの安全管理者の資格

- i 職場単位における業務を正しく管理、監督、指導する任務にある従業員
- ii 職長レベルの安全管理者として、使用者が任命した者

③ 経営幹部レベルの安全管理者の資格

- i 事業所の部門長以上のレベルにある従業員（例えば工場長）
- ii 局長が定めた労働安全訓練コース（12時間）に合格した者
- iii 経営幹部レベルの安全管理者として、使用者が任命した者

④ 専門職レベルの安全管理者の資格

- i 職業衛生の学士課程以上を修了した者、もしくはそれに準ずる労働安全、職業衛生、職場環境を含む課程を履修した者
- ii 上級職業免許以上の教育を履修し、かつ局長が定めたコースによる訓練と試験に、労働福祉・保護局が公認した職場で実施されるコースに合格した者
- iii 1985年5月6日付内務省告示「従業員の労働安全」に基づく労働安全に関する訓練と試験に合格し、かつ局長の定めた規定による訓練と試験に1回以上合格した者
- iv 実務レベルの安全管理者として5年以上従事し、過去2年間に年間災害発生率を10%以上低減させた実績を持ち、かつ局長が定めたコースによる訓練と試験に、労働福祉・

保護局が公認した職場で実施されるコースに合格した者

(2) 資格の内容(就業制限業務の種類:日本での免許・技能講習等に匹敵する資格の種類、名称、講習時間等)

- ① 安全管理者(セーフティーオフィサー)(7.2)参照)
- ② クレーン作業:運転者(技能講習:12時間)、玉掛者(技能講習:12時間)、監視者(技能講習:18時間)、合図者(特別教育:6時間)
- ③ 酸素欠乏作業(技能講習:12時間)

8. 安全経費

1) 公共工事における安全経費

公共工事は未施工のため不明であるが、安全経費は項目として明示せず元請業者負担となる
(2009年4月 日建連調査報告書)

2) 民間工事における安全経費(請負契約金額に含む、率計上、別枠計上等)

安全経費は請負契約金額に含み、率計上、別枠計上していない

9. 事故・労働災害発生後の行政処分・社会的制裁等

1) 元請が受ける行政処分

臨検結果によっては報告書提出、作業中止等の処分がある。最悪の場合は起訴される場合がある。

2) 下請が受ける行政処分

臨検結果によっては処分を受ける。

3) その他社会的な制裁

社会的な制裁はない

10. 労働災害防止団体の状況

日本の建災防に相当する団体 別添資料No.3

① 団体の名称

労働安全衛生促進協会

② 団体の概要

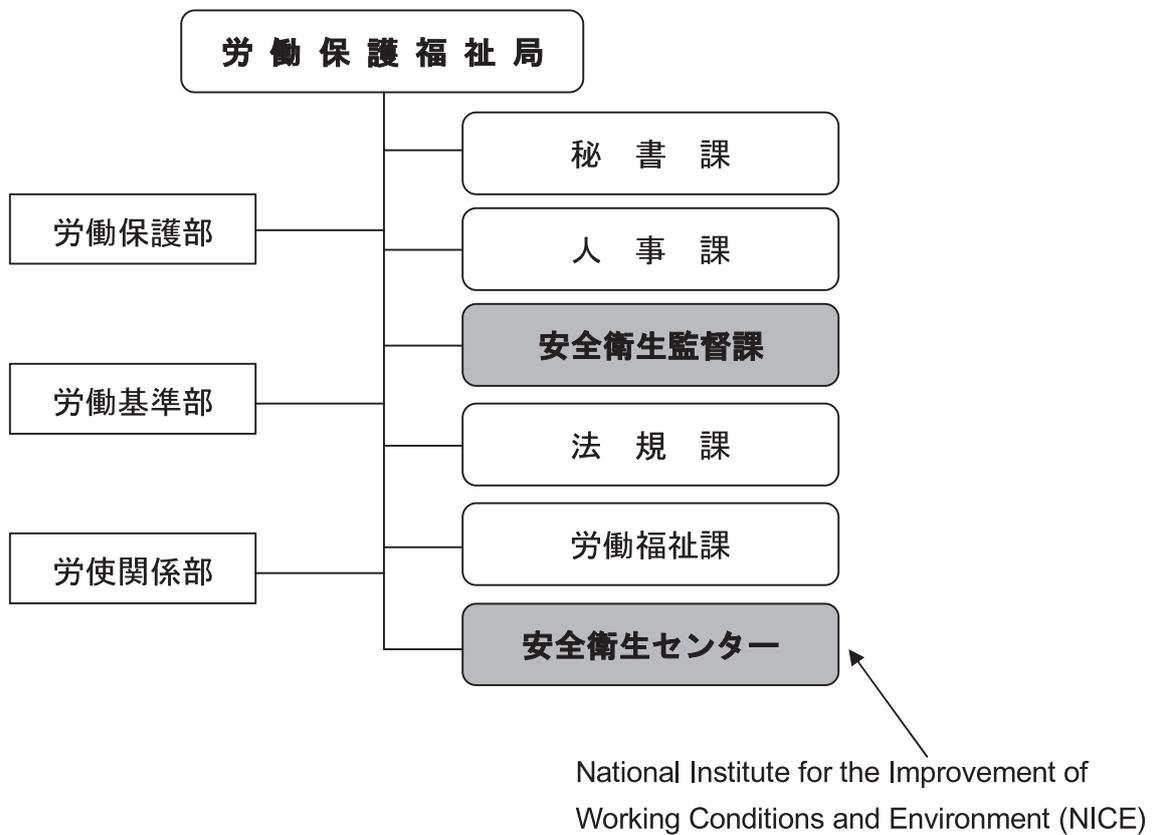
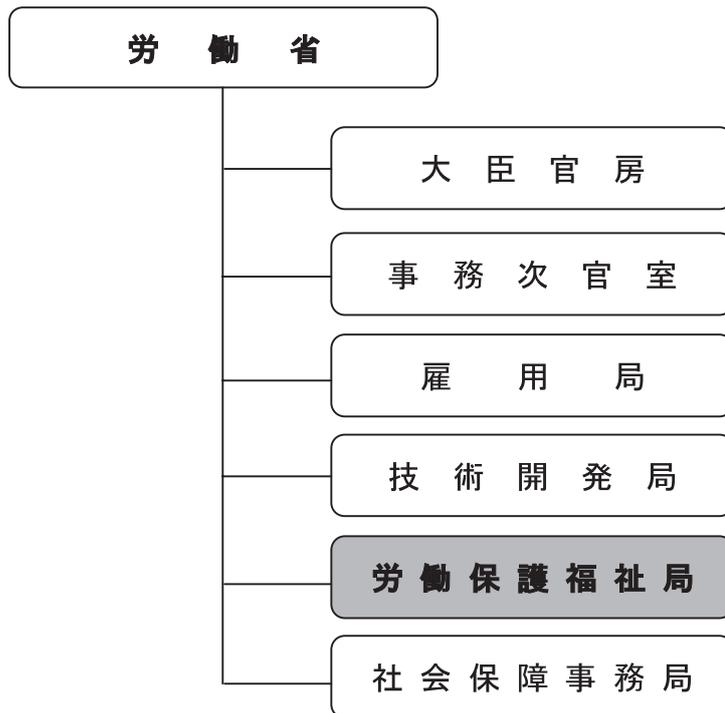
- ・1987年10月22日に第1回総会を開催、19名の理事で理事会設置
- ・年間通常会員(1760)年間法人会員(594)
- ・活動内容
 - イ 労働保護福祉局の協力を得て、労働安全衛生研修課程を実施
 - ロ 国際機関と連携して、労働安全衛生セミナーを開催
 - ハ 労働省と共催で毎年、全国安全週間を実施
 - ニ 図書、ビデオ、ポスター等の出版

11. 国内と比較し、苦慮している点

安全に関して、日本の労働安全衛生法に相当する法令が非常に乏しいため、日本と同等の安全管理を実施しようとしても、「法的な縛り」がないため、末端の作業員レベルまで浸透させるのに苦慮してきた。

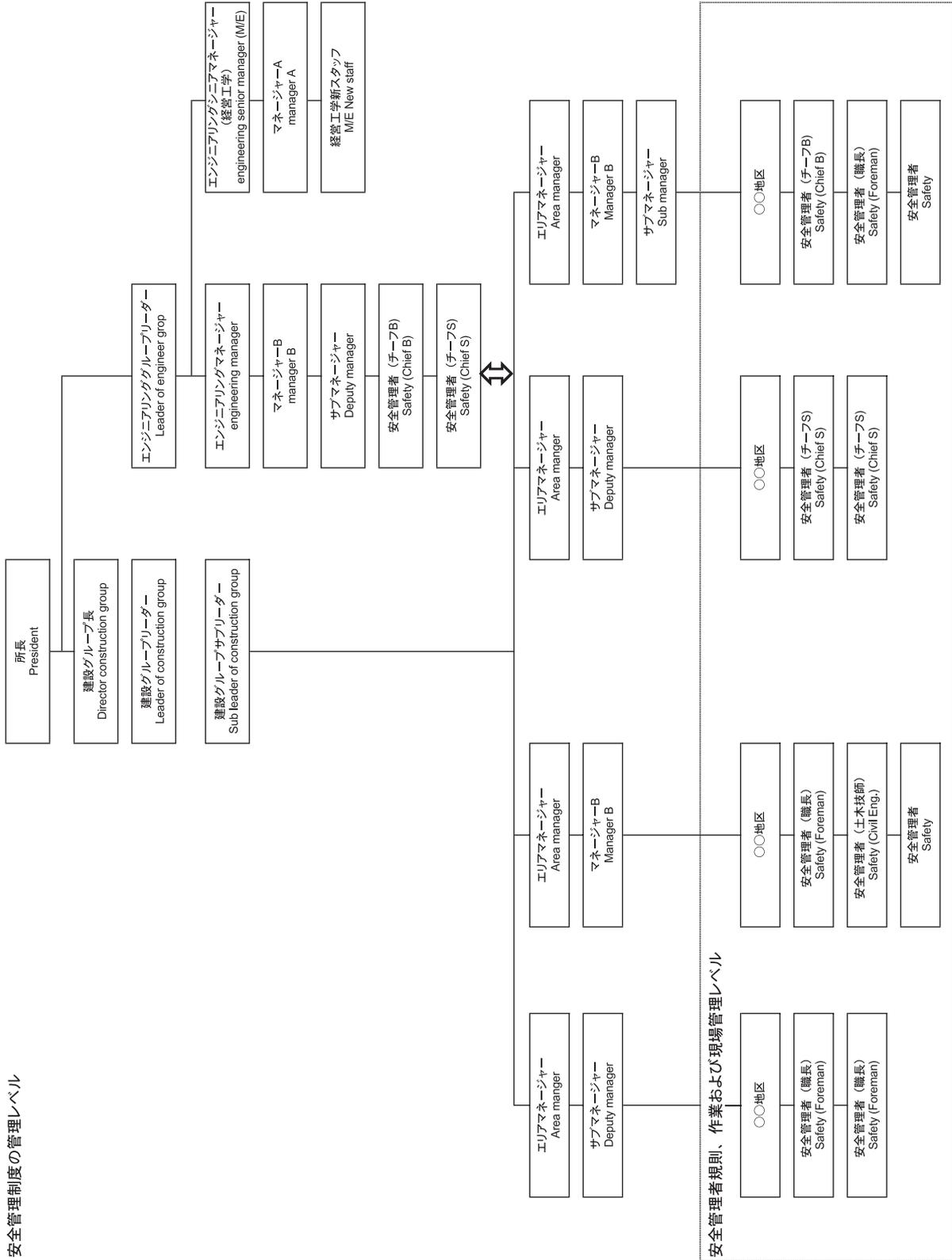
そこで2009年にトヨタ、豊田通商、タイ竹中、タイ大林、タイ鹿島などが中心となってタイ国トヨタ自動車安全協力会を発足し、安全作業リーダーテキストの作成や、職長に相当する安全リーダー教育を行い、大手日系建設会社では安全ルールや安全意識が向上してきている。

昨今ではタイの好景気による建設作業員不足により、タイ語が通じない隣国からの外国人労働者が増加してきているが、工事看板の多国語対応等で対応している。



店社の安全衛生管理体制図の例

安全管理制度の管理レベル



タイ労働安全衛生促進協会（SHAWPAT）組織図

